

越前町建設工事請負関係適正化指導要綱

平成24年4月1日

訓令第27号

(目的)

第1条 この要綱は、越前町が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る下請契約について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）その他関係法令等に基づいた合理的かつ適正な施工体系を確立し、建設工事の適正な施工を確保するため、町が指導するための基準として、元請負人及び下請負人が遵守すべき必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 元請負人は、建設工事の下請契約（1件の建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、それぞれの下請契約をいう。）における発注者をいう。

(2) 下請負人は、建設工事の下請契約における請負人をいう。

(一括下請負等の禁止)

第3条 自らが請け負った建設工事を、一括して下請負人に請け負わせる下請契約（以下「一括下請負」という。）は、これを禁止する。

2 前項の一括下請負に該当するか否かの判断は、次の各号に掲げる基準に基づき工事所管課の長及び監督職員が行うものとする。

(1) 自らが請け負った建設工事の主たる部分について、下請負人に請け負わせたかどうか

(2) 元請負人の建設業者が当該建設工事に実質的に関与したかどうか

(3) 元請負人の建設業者が当該建設工事に関する施工管理能力を有しているかどうか

3 前項第1号の「建設工事の主たる部分」とは、原則として建設工事における以下に掲げるもの以外の全ての部分を指し、当該「建設工事

の主たる部分」に該当するか否かの判断は、工事所管課の長及び監督職員が行うものとする。

(1) 建設工事が一式工事である場合における他の工事種別に該当する工事

(2) 建設工事が専門工事である場合における他の工事種別に該当する工事

(3) 仮設工に該当する工事

(4) 準備工に該当する工事

(5) 雑工に該当する工事

(6) その他基礎的又は準備的工事に該当する工事

4 工事所管課の長は、建設工事の一部につき下請契約を認めない部分としてあらかじめ指定することができる。

5 建設業者は、前項によりあらかじめ指定された部分については下請契約を締結することができない。

(下請負人の制限)

第4条 元請負人は、原則として次に掲げるものと下請契約を締結することができない。

(1) 下請工事に対応する建設工事の種類に応じて、法第3条の建設業の許可を有していない者。ただし、当該下請工事が建設業法施行令（昭和31年政令第273号。）第1条の2に規定するものである場合にはこの限りでない。

(2) 法第28条に基づく指示又は営業停止の措置を受けている者

(3) 越前町建設工事等請負業者の指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止の措置を受けている者

(下請負人の選定)

第5条 元請負人は、下請負人を選定するにあたって、次に掲げる事項を総合的に勘案するものとする。

(1) 施工能力

(2) 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

(3) 労働福祉の状況

(4) 取引の状況

(下請契等の締結等)

第6条 元請負人及び下請負人は、建設工事の開始前に、次の各号に掲げるいずれかの文書（以下「下請契約書等」という。）により下請契約を締結しなければならない。

(1) 建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）による建設工事下請契約書又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書

(2) 社団法人全国建設業協会が制定した工事下請基本契約約款及び下請工事基本契約書による注文書及び注文請書又は個別工事下請契約約款による注文書及び注文請書（ただし、「注文書及び請書による契約の締結について」（平成12年6月29日付け建設省経建発第132号）の記書きの要件を満たすものに限る。）

2 元請負人は、下請工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金額とする下請契約を締結してはならない。

(下請契約等の報告)

第7条 元請負人は、前条の下請契約を締結した場合は、前条で締結した契約書等の写しを添付して、速やかに工事所管課の長及び監督職員に届出なければならない。

2 前項に規定する届出の内容に変更があったときは、遅滞なく届出しなければならない。

(下請代金の支払等)

第8条 元請負人は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じてはならない。

2 元請負人は、工期内に賃金水準又は物価水準の変動により下請代金の額を変更する必要があるときは、下請契約書等の定めるところにより、変更の措置をとらなければならない。

(下請工事の施工管理)

第9条 工事を直接請け負った元請負人は、下請工事に係る施工管理を的確に行うとともに、下請負人に対して指導、助言及びその他の必要な措置を行わなければならない。

2 元請負人は、主任技術者を配置し、下請負人に対し下請施工に係る施工技術の管理に努めなければならない。

(下請負人における雇用管理等)

第10条 下請負人は、この要綱に定める事項について元請負人の指導に従うほか、労働者の安全と適正な雇用管理に努めるものとする。

(元請負人の下請負人に対する指導)

第11条 元請負人は、下請負人に対し、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令を遵守するよう指導するとともに、違反の事実が生じた場合には、速やかに是正のための適切な処置を講ずるよう指導しなければならない。

(町の指導等)

第12条 町は、この要綱の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るため、工事を直接請け負った元請負人に対して、この要綱の遵守について必要な指導及び助言を行う。

2 元請負人がこの要綱等に違反し、監督職員等の是正指導等に従わない場合においては、越前町建設工事等請負者の指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止措置を講ずる。また、当該違反内容が法令等に抵触する場合には、監督行政庁への通報を行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。